

# 社会福祉法人広島県同胞援護財団 行動計画

社会福祉法人広島県同胞援護財団は、全ての職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和のとれた働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間
2. 内容

## (1) 子育て制度に関する対応

目標 1：計画期間内に、男性の育児休業取得者を 1 名以上とする。

### 〈対策〉

- 平成 30 年 4 月 職員のニーズの把握、検討開始
- 平成 31 年 4 月 制度内容等についてパンフレットを作成し職員に周知
- 平成 32 年 4 月 制度の導入、取り組み開始

## (2) 労働時間に関する対応

目標 2：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

### 〈対策〉

- 平成 30 年 4 月 ノー残業デーおよび所定外労働について各施設の現状を把握、課題整理
- 平成 31 年 4 月 ノー残業デーの完全実施
- 平成 32 年 4 月 各施設の取り組み状況の確認と見直し

目標 3：年次有給休暇の取得率を一人当たり年間 70%とするための対策を実施する。

### 〈対策〉

- 平成 30 年 4 月 年次有給休暇の取得状況を基に各施設の課題整理
- 平成 31 年 4 月 年次有給休暇の取得促進のための取組計画策定および実施
- 平成 32 年 4 月 計画的な取得促進のための取り組み開始